

1. 開会日時・場所

日時 令和3年7月21日(水) 午後2時00分  
場所 三原リージョンプラザ南館2階 第2研修室

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員 18名 議席番号・氏名 次のとおり

1番	田坂 友彦	2番	寶田 清隆	3番	新庄 實雄
4番	佐々木 昭和	5番	井長 哲	6番	阪井 瑞枝
7番	橋本 宏明	8番	信藤 延夫	9番	上田 励二
10番	堀本 隆司	11番	山口 郁恵	12番	—
13番	河村 博	14番	花山 哲男	15番	今田 正道
16番	郷谷 幸男	17番	林 壽彦	18番	山口 龍子
19番	武郷 勝巳				

欠席委員

12番 久留本 忠美

3. 議事録署名人

7番 橋本 宏明 15番 今田 正道

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 東 徹 主任 茂見 鉄平 主事 檀上 周  
農林水産課 主事 河野 夏月

5. 審議事項

第51号議案 農地法第3条の規定による許可申請について  
第52号議案 農地法第4条の規定による許可申請について  
第53号議案 農地法転用許可後の事業計画変更承認申請について  
第54号議案 農地法第5条の規定による許可申請について  
第55号議案 非農地証明申請について  
第56号議案 農用地利用集積計画について  
第57号議案 農用地利用配分計画について  
第58号議案 農地法に基づく三原市農業委員会の「別段面積」の定めについて

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. その他

7. 議事の内容

開会 午後2時00分

—議長開会挨拶—

議長 本日の出席委員は19名中、18名で定足数に達しておりますので、第7回総会は成立しております。

なお、「12番 久留本委員」から欠席する旨、通告がありましたので報告いたします。

会議規則第16条の規定により、議長において議事録署名者に、7番 橋本委員、15番 今田委員を指名します。

議事日程は、日程第1を第51号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど、事務局から提案のありましたように、日程第6第56号議案から日程第7第57号議案を先に審議します。

議案書をご覧ください。

議長 日程第6 第56号議案を上程します。

「農用地利用集積計画」について、三原市長から決定を求められるものです。  
第 56 号議案に係る資料 56 の第 1 番から第 5 番について審議します。  
担当者の説明を求めます。

事務局 議案書 12 ページをご覧ください。第 56 号議案 農用地利用集積計画について説明します。

この農用地利用集積計画につきましては、農地中間管理機構を活用し、農業経営基盤強化促進法の規定により利用権設定するもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により決定を求めるものです。

今回、農地の貸し手から農地中間管理機構に利用権設定を計画する農用地は議案書の中段に記載の「地域別面積集計」に記載しております。

〇〇地域から件数 3 件、筆数 5 筆、面積 7,341 m<sup>2</sup>が提出されています。

なお、利用権を設定する農用地については、資料 56 の 2 ページに記載しています。

今回の利用権設定については、申請者からの申し出に基づくものです。

以上で説明を終わります。

議長 担当者の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議長 異議なしと認めます。これより、採決に入ります。  
農用地利用集積計画の第 1 番から第 5 番は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。  
よって、農用地利用集積計画について、資料 56 の第 1 番から第 5 番は、原案のとおり承認決定されました。

議長 次に、日程第 7 第 57 号議案を上程します。  
「農用地利用配分計画」について、三原市長からの諮問です。  
第 57 号議案に係る資料 57 の第 1 番から第 5 番について審議します。  
担当者の説明を求めます。

事務局 議案書 13 ページをご覧ください。第 57 号議案 農用地利用配分計画の諮問について説明します。

該当する農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農地中間管理機構から農地の受け手に対して農地の貸し付けを行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により意見を求めるものです。

今回、農地の受け手に対して貸し付けを計画する農用地は、議案書の中段に記載の「地域別面積集計」に記載しております。

〇〇地域にて件数 3 件、筆数 5 筆、面積 7,341 m<sup>2</sup>について意見を求めます。

利用権を設定する農地については、資料 57 の 2 ページに記載しておりますのでご覧ください。以上で全体説明を終わります。

議長 担当者の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議長 異議なしと認めます。これより、採決に入ります。  
農用地利用配分計画の第 1 番から第 5 番は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。  
よって、農用地利用配分計画について、資料 57 の第 1 番から第 5 番は原案のとおり承認決定されました。

ここで、農林水産課の職員は説明が終わりましたので、退席します。お疲れ様でした。

議 長

次に、日程第1 第51号議案を上程します。  
農地法第3条の規定による許可申請について、第64件から第72件を審議します。  
事務局の説明を求めます。

事務局

議案書1ページをご覧ください。第51号議案 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

はじめに、審議の保留についてご案内します。議案書2ページの第69件について、現地確認を行ったところ、水路や法面の損傷があり、荒廃の程度も進んでいました。これは、農地法第3条第2項第1号「権利を取得しようとする者が、農業経営に供すべき農地のすべてについて効率的に利用して耕作すると認められない場合」に該当する可能性があるため、現在申請者に対して農地の利用や、整備計画の提出を依頼しています。当該計画の提出があり次第、再度ご審議いただく予定としていますので、今総会では審議保留とします。よろしくお願ひします。

それでは、議案の説明をします。

第64件は、〇〇から、円一町5丁目の〇〇が、糸崎4丁目〇〇 ほか3筆 地目：畑 合計273㎡を、新規就農したいため譲り受けるものです。当該案件は、第6回定例総会において、別段面積の特例区域が設定された農地です。

第65件は、〇〇から、高坂町真良の〇〇が、高坂町真良〇〇 地目：田 1,500㎡を、農業経営拡大のため譲り受けるものです。

第66件と67件は、譲受人が同一のため、合わせて説明します。

第66件は、〇〇から本郷町南方〇〇 地目：田 187㎡を

第67件は、〇〇から本郷町南方〇〇 地目：田 141㎡を

本郷町南方の〇〇が、所有する農地に隣接しており、一枚の田にして耕作するため譲り受けるものです。

第68件は、〇〇から、久井町下津の〇〇が、久井町下津〇〇 ほか2筆 地目：畑 合計279㎡を、以前から維持管理しており、相手方の要望を受け譲り受けるものです。当該案件は、第6回定例総会において、別段面積の特例区域が設定された農地です。

第69件は、冒頭でご案内したとおり、審議保留となります。

5ページをご覧ください。

第70件は、〇〇から、尾道市西藤町の〇〇が、大和町上徳良〇〇 ほか11筆 地目：田 11筆 畑1筆 合計9,405㎡を、農業経営拡大のため譲り受けるものです。

第71件は、〇〇から、東広島市西条中央8丁目の〇〇が、大和町萩原〇〇 ほか1筆 地目：畑 合計435㎡を、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第72件は、〇〇から、大和町大草の〇〇が、大和町大草〇〇 地目：田 425㎡を、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

以上、第69を除く第64件から第72件の案件は、すべて農地法第3条の許可要件を満たしております。

農地法第3条による許可申請の説明は以上です。

議 長

地元委員の調査報告を求めます。

16 番

第64件、7月17日に20番推進委員と現地を確認しました。事務局の説明どおりで、問題ありません。

19 番

第65件、7月18日に21番推進委員と申請者の〇〇と現地を確認いたしました。事務局の説明どおりで許可要件を満たしておりますので、問題ありません。

4 番

第66件・第67件が担当案件です。関連案件のため、一括して報告します。

7月19日に譲受人立ち合いのもと、29番推進委員と現地を確認いたしました。自作地の隣の土地を譲り受けるもので、農業経験豊富なので問題ありません。

14 番

第68件、7月17日13番委員、30番推進委員、32番推進委員と4名で現地を確認いたしました。事務局の説明どおりでございますが、すでに前回も現地を確認しましたが、もう野菜も植えられていますし、家も近いということで特に問題はないと思います。

6 番 第 70 件, 7 月 19 日に 34 番推進委員と現地を確認しました。譲渡人も譲受人さんも地元の方ではなくて会えないとのことで, 行政書士さんに電話で確認いたしました。弟さんが譲り受けるとのことで, 事務局の説明どおり問題ないと思います。

11 番 第 71 件, 7 月 18 日 35 推進委員と現地を確認いたしました。昨年 11 月にも農地を取得し耕作されています。行政書士に電話確認したところ, 本人がニンニクの栽培をされるということなので, 問題ありません。

18 番 第 72 件, 7 月 18 日に 36 番推進委員と現地を確認いたしました。申請地は譲受人の〇〇が所有する農地と隣接しておりまして, 問題ないと思います。

議 長 地元委員の調査報告は, 承認であります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議 長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。  
農地法第 3 条の規定による許可申請, 第 69 件を除く, 第 64 件から第 72 件の本案は, 原案のとおり許可決定することについて, 賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。  
よって, 農地法第 3 条の規定による許可申請の本案は, 第 69 件を除き, 原案のとおり許可決定をすることに決しました。

次に, 日程第 2 第 52 号議案を上程します。  
農地法第 4 条の規定による許可申請について, 第 21 件から第 24 件を審議します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 8 ページをお開きください。第 52 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について説明します。

第 21 件は, 〇〇が, 中之町 3 丁目〇〇 地目: 畑 229 m<sup>2</sup>について, 駐車場に転用するもので, 内容は駐車場 5 区画です。

第 22 件は, 〇〇が, 沼田東町本市〇〇 地目: 田 69 m<sup>2</sup>について, 併用地: 雑種地 52 m<sup>2</sup>とともに, 車庫に転用するもので, 内容は農業用倉庫兼車庫 1 棟です。

第 23 件は, 〇〇が, 沼田東町本市〇〇 ほか 1 筆 地目: 田 合計 161 m<sup>2</sup>について, 併用地: 宅地 185.12 m<sup>2</sup>とともに, 宅地及び進入路に転用するもので, 内容は住宅 1 棟, 庭敷, 進入路です。

なお, 本件で新設する進入路とは別に, 許可を得ず無断で転用している進入路があるため, 早急に転用許可申請をするよう指導し, 相手方は了承しています。

第 24 件は, 〇〇が, 久井町山中野〇〇 ほか 4 筆 地目: 田 合計 5,136 m<sup>2</sup>について, 併用地: 山林・ため池 239 m<sup>2</sup>とともに, 農地改良のため一時転用を行うもので, 内容は嵩上げ 4.5m, 転用期間は許可後 3 年間です。

許可基準は, 農地法施行令第 4 条第 1 項第 1 号「一時的な利用に供するために行うものであって, 農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められること」に該当します。

なお, 申請者〇〇は, 他の転用事案である久井町山中野〇〇 地目: 田 5,613 m<sup>2</sup>の農地改良について, 計画どおり事業を行っておらず, 一般基準「農地等の転用を行うために必要な信用があると認められないこと」に該当します。そのため, 本件は, 当該事案について整理がついた時点で許可することとします。

第 24 件以外の案件は, いずれも「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で, 許可基準は「農地法第 4 条第 6 項第 2 号: 申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

農地法第 4 条に係る許可申請についての説明は以上です。

議 長 地元委員の調査報告を求めます。

- 16 番 第 21 件, 7 月 17 日に 20 番推進委員と現地を確認しました。事務局の説明どおりで, 特に問題ないと思います。第二種農地です。
- 2 番 第 22 件・第 23 件が担当なので続けて報告いたします。  
第 22 件, 7 月 17 日に私と 24 番推進委員とで現地を確認しました。現地は沼田東の〇〇神社の左前に位置します。転用地は家のすぐ前で, 車庫と物置を作られるということで, 別段問題ないと思います。申請地の区分は第二種です。  
続けて第 23 件, これも国道にかかっている〇〇橋の南, 右下に位置します。新しく家を建てられるということで, 家の前にあったんですがそれを転用するというので, これも問題ないと思います。第二種区分になります。
- 3 番 第 24 件ですが, 前の事業がきれいに達成されていないので, 認められないと思います。また, 上の方の山や雑種地も合わせて買うと聞いていますが, 下流の農業者に影響がないか調査が必要ではないでしょうか。そもそも事務局は, 他の案件が整理されていない状態でこの申請を受けるのはどうなのでしょう。
- 議 長 続いて, 事務局から補足説明をお願いします。
- 事務局 第 24 件の補足説明をさせていただきます。現在, 同じ中野地区で農地改良のための一時転用を許可している他の案件がありまして, そこは農地に戻された部分もあるんですが, 一部が計画どおりに事業を行わず違反転用の状態になっています。そしてそれは, 第 24 件と同じく〇〇が行ったもので, まずはその違反転用の整理をしないとイケないというのがあります。〇〇が動かれて, 整理に向けて手続きはされているんですが, 今はまだこの違反転用が解消されていません。第 24 件の申請を受ける際には, 違反転用の案件が整理されないと許可できませんという説明はさせていただいています。  
先ほど, 下流の農地に影響がないか, その辺の調査も必要じゃないかということだったんですが, 申請書には区長さんの排水の同意書と, 下流の一軒の農家の方の同意書が付いてました。しかし, 実際に下流で農業をされている方への影響がどうかというところの確認はできていないので, もう一度確認する必要があると思います。そのため, 今回はこの案件について保留にさせていただきたいと思います。  
また, 他の案件が整理できていない状態で申請を受けるのがどうかという話がありました。申請については, 内容に問題がなければ受けないということではできないので, そこは整理できてないところを整理するという約束で, そうでないとは許可はできないということで審議させていただきたいと思います。
- 議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
・・・「異議なし」の声あり・・・
- 議 長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。  
農地法第 4 条の規定による許可申請, 第 21 件から第 23 件の本案は, 原案のとおり許可決定することについて, 賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。  
よって, 農地法第 4 条の規定による許可申請の本案は, 第 24 件を除き, 原案のとおり許可決定することに決しました。
- 議 長 次に, 日程第 3 第 53 号議案を上程します。  
農地転用許可後の事業計画変更承認申請について, 第 6 件を審議します。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書 9 ページをお開きください。第 53 号議案 転用許可後の事業計画変更承認申請について説明します。  
第 6 件は, 当初, 株式会社〇〇が, 本郷町本郷〇〇 ほか 1 筆 (東本通土地区画整理区域内・仮換地〇〇街区〇〇) について, 平成 28 年 7 月 26 日付けで, 農地法第 5 条許可指令を受け, 分譲宅地を造成しましたが, 〇〇が継承し, 住宅を建設することとなったため, 事業計画を変更するものです。

事業計画変更後の農地転用については、第 54 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請第 80 件において審議いただきます。

転用許可後の事業計画変更承認申請についての説明は以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議 長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。

農地転用許可後の事業計画変更承認申請第 6 件の本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。

よって、転用許可後の事業計画変更承認申請の本案は、原案のとおり承認決定することに決しました。

議 長 次に、日程第 4 第 54 号議案を上程します。

農地法第 5 条の規定による許可申請について、第 78 件から第 83 件を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 10 ページをお開きください。第 54 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明いたします。

第 78 件は、〇〇から有限会社〇〇が、小泉町〇〇 地目：畑 341 ㎡について、所有権の移転を受け、駐車場、倉庫及び資材置場に転用するもので、内容は駐車場 4 区画、倉庫 1 棟、木材 150 本です。

なお、本件は転用の許可を得ることなく、無断で転用していることから、始末書の提出を求めて提出されています。

第 79 件は、〇〇から〇〇有限会社が、鷺浦町向田野浦〇〇 地目：畑 788 ㎡について、所有権の移転を受け、併用地：宅地 5,085.31 ㎡とともに、宅地に転用するもので、内容は社員寮 1 棟、倉庫 2 棟、駐車場 5 区画です。

なお、本件は転用の許可を得ることなく、無断で転用していることから、始末書の提出を求めて提出されています。

本申請地は、「三原市新向田地区」として、昭和 58～59 年にかけて「集団農区総合整備事業」が実施された「特定土地改良事業等の施行区域内」にある農地に該当し、許可基準は、不許可の例外基準：農地法施行規則第 35 条第 5 号「既存の施設の拡張」に該当します。

第 80 件は、先ほど第 53 号議案で審議いただいた事業計画変更の案件です。株式会社〇〇から〇〇が、本郷町本郷〇〇 ほか 1 筆 地目：田 合計 295 ㎡ 東本通土地区画整理区域内・仮換地〇〇街区〇〇 186.32 ㎡について、所有権の移転を受け、宅地に転用するもので、内容は住宅 1 棟、駐車場 2 区画です。

許可基準は、「農地法第 5 条第 2 項第 1 号ロ（1）：市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可する」に該当します。

第 81 件は、〇〇から株式会社〇〇が、久井町下津〇〇 地目：田 1,512 ㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル 168 枚、8 棟、発電量 49.5kw 規模です。

第 82 件は、〇〇から株式会社〇〇が、大和町大具〇〇 ほか 1 筆 地目：田 合計 2,002 ㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル 300 枚、10 棟、発電量 49.5kw 規模です。

第 83 件は、〇〇から〇〇が、大和町大具〇〇 ほか 1 筆 地目：田 合計 1,509 ㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル 300 枚、4 棟、発電量 49.5kW 規模です。

第 79 件及び第 80 件を除く申請地は、いずれも「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で、許可基準は「農地法第 5 条第 2 項第 2 号：申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

農地法第 5 条に係る許可申請についての説明は以上です。

議 長 地元委員の調査報告を求めます。

- 15 番 第 78 件, 7 月 17 日, 私と 23 番推進委員と行政書士の 3 人で現地確認しました。持ち主の ○○とは時間的に合わなかったので, 夕方こちらの方に伺って現地確認をいたしました。場所の位置ですが, 本郷支所より南へ約 6.3 km ぐらいの位置です。○○が言われるには, 親からの相続した土地で, 事務局の言われているように, すでに建設会社の資材置場として平成 5 年頃から使用されているということで, 周りの田畑への影響はないと考えます。農地種別は二種です。問題ないと思います。以上です。
- 10 番 第 79 件, 7 月 18 日に 26 番推進委員と現地確認しました。事務局の説明どおり問題ないと思います。農地区分は第一種です。
- 17 番 第 80 件, 7 月 19 日に 27 番推進委員と, 不動産会社の担当者と現地確認を行いました。東本通土地地区画整理区域内で, 本郷支所から 1.5 km の土地です。事務局の説明どおり問題ありません。農地区分は第三種です。
- 14 番 第 81 件, 7 月 17 日に 13 番委員・30 番推進委員・32 番推進委員と現地確認を行いました。場所は久井支所から北東に 2 km ぐらいの地点でございます。県道から約 50m 入ったところで, この圃場から奥は荒廃農地で, そういった中にある一つの圃場でありました。事務局の説明のとおり, 特に問題はないと思います。農地区分は第二種農地です。  
なお, 今後 9 月からですかね, 太陽光発電設備の設置に関するアンケート調査のようなものを付けるということになったんですが, こうして議案として出てきた時に, 私たちは農地のことだけを調査しておりますけども, その前に周りに住んでいる方にですね, きっちりと事業の説明をした旨の何かを受けていただきたいと思うんですね。周りの家の方が事前に事業の説明を受けてなかったということは過去にも何件かありまして, そういったことを後から農業委員に言われても私たちも説明ができません。なので, 申請を受ける時に, こういうことをされましたかということを確認してから, 議案に載せていただきたいというのが私の要望でございます。
- 5 番 第 82 件, 第 83 件は私の調査区域ですので発表させていただきます。  
第 82 件ですが, 7 月 18 日に 38 番推進委員と現地確認をいたしました。事務局の説明どおりで問題ありません。第二種農地です。  
続いて第 83 件ですが, 同じく 7 月 18 日に 38 番推進委員と現地確認をいたしました。事務局の説明どおりで問題ありません。第二種農地です。
- 議 長 地元委員の調査報告は, 承認であります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
- 18 番 第 78 件や第 79 件のように, 無断で転用していて始末書が提出されているという案件がよくありますが, この始末書というのは, 周りの他の市民の人に公表されるということもなく, ただ始末書に名前を書いて印鑑を押すだけで, 何かペナルティのようなものはないのでしょうか。特にこういう建設会社の方は, 農地転用のことを知っていて当然の業種だと思うんですが, そういった方でも始末書の提出だけで済むというのはどうなんでしょうか。
- 事務局 始末書についてですが, 先ほど 18 番委員が言われたように, 紙を出してもらうだけで, 特にそれについてペナルティがあるということはありません。  
違反転用になっているものについて, それを整理するために転用の許可申請を出されるんですが, 転用の許可要件を満たすものについては, 始末書を付けて追認という形で整理してもらうしかないということです。また, 転用の許可要件を満たさない場合については, 原状回復していただくことになるので, そのように指導していくことになります。
- 18 番 紙 1 枚書いて, それで済むということですね。
- 事務局 はい, 実際にはそういうことです。
- 議 長 建設会社の方は昔から知っているわけですから, ペナルティはないとしても, ちょっと厳しい言葉ぐらいは, 事務局が受ける時に何か言われた方がいいんじゃないかということですよ。

- 18 番            そうですね。
- 議 長            対処していただけますか。
- 事務局           はい。申請を受ける時にはそういう指導はするんですが、何かそこでペナルティを与える  
                  ということはありません。
- 議 長            よろしいですか。  
                  そのほかに質疑等はございませんか。
- ・・・「異議なし」の声あり・・・
- 議 長            異議なしと認めます。これより採決に入ります。  
                  農地法第5条の規定による許可申請、第78件から第83件の本案は、原案のとおり許可決  
                  定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長            挙手全員であります。  
                  よって、農地法第5条の規定による許可申請の本案は、原案のとおり許可決定をすること  
                  に決しました。  
                  可決されました第79件については、農地法第5条第3項及び第5項の規定により広島県  
                  農業会議へ意見聴取し、「許可されることに異議ありません」の回答を得た場合には許可書  
                  を交付することに異議ありませんか。
- ・・・「異議なし」の声あり・・・
- 議 長            異議がありませんので、そのように許可事務を進めます。
- 次に、日程第5 第55号議案を上程します。  
                  非農地証明申請について、第24件から第27件を審議します。  
                  事務局の説明を求めます。
- 事務局            議案書11ページをお開きください。第55号議案 非農地証明申請について説明します。  
                  第24件は、〇〇から、西野3丁目〇〇 地目：畑 6.18㎡について、昭和58年1月に家  
                  屋を建築した際から進入路として利用しており、現況：雑種地として申請されています。  
                  第25件は、〇〇から、本郷町本郷〇〇 地目：畑 365㎡について、平成10年頃から耕  
                  作放棄し現在に至り、現況地目：原野として申請されています。  
                  第26件は、〇〇から、久井町泉〇〇 地目：畑 71㎡について、平成8年4月に防火水  
                  槽を設置し現在に至り、現況地目：雑種地として申請されています。  
                  第27件は、〇〇から、大和町上徳良〇〇 ほか3筆 地目：畑 合計1,773㎡について、  
                  平成27年頃から耕作放棄し現在に至り、現況地目：山林として申請されています。  
                  申請地は、いずれも「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に  
                  該当します。非農地証明申請についての説明は以上です。
- 議 長            地元委員の調査報告を求めます。
- 8 番            第24件、7月18日に21番推進委員と現地を確認しました。申請者の〇〇にも立ち合いを  
                  していただいて、現地は進入路になっておりました。二種農地です。
- 17 番            第25件、7月19日に27番推進委員と現地確認を行いました。現地は橋の袂にあり、沼田  
                  川が工事になる度に浸水して、耕作放棄されたと思われます。現在は、雑木等が生えて原野  
                  化しています。第二種です。
- 1 番            第26件、7月19日に3番委員・31番推進委員・33番推進委員と現地確認を行いました。  
                  事務局の説明どおりです。二種農地です。
- 6 番            第27件、7月19日に34番推進委員と現地を確認しました。事務局の説明どおり竹が繁つ



ていていました。農地区分は第二種です。

議 長 地元委員の調査報告は、承認であります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議 長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。  
非農地証明申請、第 24 件から第 27 件について、原案のとおり賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。  
よって、非農地証明申請、第 24 件から第 27 件については申請どおり決しました。

議 長 次に、日程第 8 第 58 号議案を上程します。  
農地法に基づく三原市農業委員会の別段面積の定めについて、第 12 件を審議します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 14 ページをお開きください。第 58 号議案 農地法に基づく三原市農業委員会の  
「別段面積」の定めについて説明します。  
第 12 件は、須波 2 丁目の〇〇が所有する、久井町泉〇〇 ほか 2 筆 地目：畑 合計 761  
㎡について、空き家を譲り受けて U ターンする計画があり、付随する農地を譲り受けて耕作  
したいため、特例区域の設定を申し出たものです。  
設定基準は、別段面積の特例区域設定要綱第 2 条第 1 項第 1 号の設定基準「空き家に付随  
する農地であること」に該当します。  
農地法に基づく三原市農業委員会の「別段面積」の定めについての説明は以上です。

議 長 地元委員の調査報告を求めます。

1 番 7 月 19 日に 3 番委員・31 番推進委員・33 番推進委員と現地確認を行いました。申出者の  
〇〇ともお話をし、大阪の方から帰ってこられるということで、畑に付いている家も一緒  
に買われるそうで、隣が〇〇のお兄さんでいらっしゃるので問題ないと思います。

議 長 地元委員の調査報告は、特例区域の設定について承認であります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議 長 異議なしと認めます。これより採決に入ります。  
本議案に賛成の方は、挙手願います。

議 長 挙手全員であります。  
よって、「農地法第 3 条第 2 項第 5 号及び農地法施行規則第 17 条第 2 項に規定する別段  
面積の特例区域設定要綱」に基づく特例区域は、原案のとおり決しました。

議 長 以上、「審議事項」を終了し、続いて「報告協議事項」に入ります。  
事務局の説明を求めます。

事務局 1 農地法関係諸証明事務等について  
○農地法第 4 条の規定による農地転用届出受理 1 件  
○農地法第 5 条の規定による農地転用届出受理 2 件  
○登記官等からの農地転用事実に関する照会 2 件

2 その他

○今後の日程  
令和 3 年第 8 回定例総会 8 月 24 日（火）14 時

議 長

その他、何かありませんか。  
無いようなので、これもちまして総会を終了します。  
ご苦労さまでした。